

第2号様式（第10条関係）（日本産業規格A列4番）（平28国交令62・追加、令元国交令20・一部改正）

種別	自家用有償観光旅客等運送
----	--------------

自家用有償観光旅客等運送輸送実績報告書（ 年度）
宛て

住所
運送者名
代表者名（役職及び氏名）
電話番号

概況（ 年3月31日現在）

		管轄区域内又は指定都道府県等の区域内		全 国
自家用有償観光旅客等運送自動車数	セダン等（両）	（ ）	（ ）	（ ）
	バス（両）			
	計（両）	（ ）	（ ）	（ ）
路線（キロメートル）又は運送の区域				
運送する旅客の範囲及び数				

輸送実績（前年4月1日から本年3月31日まで）

		管轄区域内又は指定都道府県等の区域内		全 国
走行キロ（キロメートル）				
輸送人員（人）又は運送回数（回）				
運送収入（千円）				

事故件数（前年4月1日から本年3月31日まで）

		管轄区域内又は指定都道府県等の区域内		全 国
交通事故件数				
重大事故件数				
死者数				

負傷者数			
------	--	--	--

備考

- 1 管轄区域内又は指定都道府県等の区域内の欄については、運輸監理部若しくは運輸支局の管轄区域ごと又は指定都道府県等の区域ごとに、当該運輸監理部若しくは運輸支局の管轄区域内又は当該指定都道府県等の区域内の自家用有償観光旅客等運送について、登録を受けた運送の区域別に記載すること。また、輸送実績及び事故件数については、当該運送の区域内にある全ての事務所に配置されている自家用有償観光旅客等運送自動車について記載すること。
- 2 全国の欄にあつては登録を受けた全ての運送の区域における自家用有償観光旅客等運送について記載すること。
- 3 自家用有償観光旅客等運送自動車数の欄の（ ）には、軽自動車数を記載すること。
- 4 輸送人員又は運送回数については、路線を定めて運送を行う場合にあつては輸送人員を、区域を定めて運送を行う場合にあつては運送回数を記載すること。
- 5 交通事故とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項の交通事故をいう。
- 6 重大事故とは、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条の事故をいう。